

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に基づく違反店舗の公表内容

営業所	名 称	OTONA
	所 在 地	名古屋市中区栄四丁目10番2号 第6オーシャンビル4階全号室
被処分者	氏名又は名称	S-ONE株式会社
	代表者の氏名 (法人の場合)	小林 亮
	主たる事務所の所在地 (法人の場合)	名古屋市中区栄四丁目10番2号
処 分 年 月 日		令和5年6月15日
行政処分の内容		酒類提供等営業の営業停止180日間 令和5年6月23日から令和5年12月19日まで
根 拠 法 令		酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例第10条第1項第2号 (営業停止命令) 刑法第204条(傷害) 同法第261条(器物損壊)
処 分 者		愛知県公安委員会